



質疑発言通告書

令和 8 年 6 月 4 日
午後 0 時 1 分 受付
(通知書 / 枚) No. 1

下記のとおり、発言しますから通告します。

令和 8 年 6 月 4 日

つくば市議会議長

様

つくば市議会議員 山中 真弓

発言事項	要 旨	答弁者
1 議案第 5 号	つくば市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について 今回の条例改正の内容と理由	担当部長
2 議案第 6 号	つくば市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部改正について 今回の条例改正の内容と理由	担当部長
3 議案第 7 号	つくば市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について 今回の条例改正の内容と理由	担当部長
4 議案第 8 号	つくば市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の全部改正について 今回の条例改正の内容と理由	担当部長
5 議案第 11 号	つくば市斎場条例の一部を改正する条例について (1) 火葬業務が業務委託から指定管理になった場合、運営はどのように変わるのか (2) 残骨灰の扱いに変更はあるか (3) 火葬を行う前に遺品を取り出していた問題の再発防止対策はどうか	担当部長

* 議案の質疑を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第 5 2 条編注 1 のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。